

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県水循環保全条例施行規則の改正案
意見募集の趣旨	<p>「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」として改正されたことに伴い、同法に規定する宅地造成、特定盛土及び土石の堆積等に関する工事の許可等について、「静岡県水循環保全条例」における開発行為の届出の適用除外に反映させるため同条例施行規則の一部を改正します。</p> <p>同規則の一部を改正することとしている事項について、県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年1月31日（金）から令和7年2月26日（水）まで
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部環境局水資源課水資源班</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3278</p> <p>3 電子メールの場合 mizu_shigen@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県くらし・環境部環境局水資源課水資源班 電話番号054-221-2289</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。